

平成21年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）							
招集年月日	平成21年6月5日						
招集の場所	太良町議会議場						
開閉会日時 及び宣告	開議	平成21年6月12日 9時30分			議長	坂口久信	
	閉会	平成21年6月12日 11時35分			議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名		出席等 の別	議席 番号	出席等 の別	
	1番	所賀 廣		出	7番	見陣 泰幸	
	2番	山口 巖		出	8番	久保 繁幸	
	3番	平古場 公子		出	9番	末次 利男	
	4番	坂口 久信		出	10番	山口 光章	
	5番	牟田 則雄		出	11番	下平 力人	
	6番	川下 武則		出	12番	木下 繁義	
会議録署名議員	10番	山口 光章		11番	下平 力人	12番	木下 繁義
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子			(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭		農林水産課長	佐藤 慎一		
	副町長	永淵 孝幸		税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰		建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則		会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課企画情報係長	西村 芳幸		農業委員会事務局長	藤木 修		
	企画商工課商工観光係長	田中 久秋		学校教育課長	川瀬 勝芳		
	財政課長	大串 君義		社会教育課長	高田 由夫		
	町民福祉課長	新宮 善一郎		太良病院事務長	每原 哲也		
	健康増進課長	松本 太		太良病院長	古賀 俊六		
環境水道課長	土井 秀文						
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成21年6月12日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 報告第1号 平成20年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 報告第2号 平成20年度太良町山林特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第42号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第43号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第44号 平成21年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第45号 平成21年度多良小中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第46号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第47号 平成21年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第48号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第49号 平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第50号 平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第51号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 閉会中の付託事件について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る3月の定例会で、各常任委員会への所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。

これより常任委員長の報告に入ります。

日程第1 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1．総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。議長の命によりまして、総務常任委員長の報告をいたします。

去る3月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について、本委員会は4月の14日、15日の2日間、町内の福祉施設である多良岳作業所、昆虫の里、宅老所おおうら、太良の里、さんほうす、ぬくもいホームたら、ふるさとの森、光風荘の8施設を研修いたしましたので、報告をいたします。

まず、社会福祉法人佐賀西部コロニーの2施設であります。身体障害者更生援護施設昆虫の里は、昭和59年に身体障害者授産施設サンウッド作業所として開設され、入所者30名、通所者10名、職員数14名で、授産科目は木工、林産加工、農産、園芸など作業内容は幅広く、山林資源の高度利用により、木工製品、キノコ、カブトムシ、堆肥と木材の循環型利用がなされており、昆虫自然公園、きのこバイオセンター、曲がり材を利用したアルプホルンの楽器製作などに身体障害を乗り越えて、生き生きと懸命に作業がなされておりました。

知的障害者援護施設多良岳作業所につきましては、入所者60名、職員数43名で、昭和63年4月に開所され、20年目の節目の年になっております。

特に、ビタミンE100倍のキャッチフレーズは、老化防止効果を持つリコピン含有率日本一の「リコピン卵」、有明海の海水栽培によるナトリウム含有量日本一の「海水みかん」、宣伝用の旗、横断幕などのスクリーン印刷等々に取り組みれております。

平成18年、障害者自立支援法の施行に伴い、施設福祉から地域福祉への方向によって介護保険との統合がささやかれていることもありまして、新たな共生自立型就労支援施設として、地域の資源を最大限産業に結びつける理念と哲学による新製品開発事業は、自然の豊かさに根差したアイデアとして“月の引力が見える町”にふさわしく、海水活用農法に新月・三日月農法を考案して、障害者や高齢者がともに暮らし、共生自立の社会を目指した事業として、多良地区に漬物、大浦地区にサツマイモづくりを始めることで、働くことによって生きがいと元気と商品をつくり出す事業には注目されております。

また、12月2日、3日には、第2回の全国海水農業セミナーが開催されるということでもあります。

次に、NPO法人ゆたたり経営による宅老所おおうらであります。道越地区の一角に民家を改修して開設され、家庭的な環境の中でお年寄りの皆様方が楽しく過ごせる場所として、小規模ながら親しい友達と住みなれた地域で気軽に趣味や交流の充実が細やかに提供されており、送迎、入浴、機能回復訓練など、介護保険デイサービス事業、介護保険適用外宅老所デイサービス、宿泊サービス、配食サービスなどの事業提供がなされております。

また、同法人による地域共生ステーション「ぬくもいホームたら」は、栄町地区に平成20年度事業として12月8日にサービス提供が開始されております。

同施設は、日ごろ隔絶されがちと言われる高齢者と子供、障害者が安全に集える場所であり、地域との交流などで老若男女を問わずに集える福祉の拠点であります。

平成15年、古川県政誕生によって、県として初めて宅老所を公的支援可能な福祉施設として認知され、運営母体のNPO法人に対する補助事業がスタートしております。県は推進事業として取り組み、小学校区に1カ所の共生ステーション設立目標とされ、現在県内100カ所近くが運営されているということでもあります。

次に、グループホーム太良の里であります。平成16年、県内初のNPO法人運営施設として陣の内に開所され、「ゆったりと、自分らしく共に生きる」を運営方針に掲げ、入所者は自然の中で昔の記憶をたどり、施設内の果樹園、野菜園、花壇で四季折々の果実、野菜、花々を楽しみながら生活にゆとりとやすしを与え、趣味を生きながら地域住民との触れ合いを通じて生活する喜びを取り戻す手だてに最大の配慮がなされております。

同じく、グループホームとして針牟田地区に昨年12月1日開所された「さんほうす」は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護施設として、1ユニット9名の真新しい施設に5名が入居されておりました。

平成21年度介護保険法の改正により、若年性認知症や、生活保護受給者で認知症と認められる方も入居可能となり、ショートステイや日帰り体験などの相談を受けながら、現在入居者募集中とのことでもあります。

グループホームの特色は、全室個室で、家庭的な環境の中で介護の必要な方々の自立した暮らしを営む手伝いをして、個性と尊厳を大切にしながら、利用者、家族、職員のきずなを大切にされる小規模施設であります。運営母体は塩田町谷所の有限会社ライフケアによるものであります。

次に、介護老人保健施設ふるさとの森であります。施設の特徴として、病院で治療が終わり、症状が安定期にあるお年寄りや家庭で自立した生活ができない方に対して、看護、介護、リハビリテーションを中心としたサービスを提供して、心身の機能回復や維持を図り、家庭復帰を目的とした施設であります。

サービス内容としては、入所サービス、短期入所療養介護、通所リハビリテーションなどであり、東に有明海、西に多良岳を一望できる風光明媚なすばらしい環境の中で、安らぎとゆとりのある文化的な入所や通所サービスが送られるよう、職員一同、地域に密着した施設の充実に努力をされておりました。

最後に、介護老人福祉施設光風荘であります。昭和54年、特別養護老人ホームとして開所、暖かな光が差し込み、穏やかな風が吹く家という意味で命名された光風荘は、誠意、熱意、創意を職員の日常業務心得の基本として、心地よい介護、優しい対応、おいしい食事、

快適な生活環境などを介護サービスの目標に掲げ、質の高いサービス提供がなされておりました。

85名の入所者の状況として、平均年齢87.8歳、平均介護度3.89、現在45名が待機されているとのことであります。

介護保険制度は、平成12年4月に発足して9年目になりますが、我が国の急速な高齢化によって、老後の最大の不安要因は介護問題であることから、介護を社会全体で支え、利用者の要望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みとしてスタートしたと思います。

人権の尊重、ノーマライゼーションの思想、生活支援の原則が高齢者福祉の理念でありますが、介護を医療保険から切り離し、社会的入院解消の条件整備を図る社会保障構造改革の第一歩となる制度の創設であります。

本町における65歳以上の高齢者数3,103人の中で、554人、出現率17.85%が要介護者であり、うち456人、83.2%がサービスの利用者であります。

制度も3年の事業区間ごとに見直されてはおりますが、利用者増に対して給付費の引き下げ等々、人生90年にもなろうとしている今日、現場と利用者の課題も多いことを感じた調査研修でありました。

一方、今回8施設を訪問して200名以上の職員雇用がなされており、産業低迷の中で、高齢化に伴う福祉事業の明るい一面を感じました。

いずれにいたしましても、太良町が確実に高齢化していることであります。高齢者自体のみならず、少子化や産業低迷による生産人口の減少と相まって、産業全体の機能低下や社会保障を支える側の問題であります。すなわち、私たちが直面する現状は高齢者施策のみならず、太良町の将来にかかわる重要な問題であることと思います。

以上、総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

日程第2 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 報告第1号 平成20年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

定額給付金事業と子育て応援手当支援事業についてお尋ねいたします。

この定額給付金問題にはいろいろ困難な部分が多々あったかと思いますが、現時点で全世帯、全員に支給できているのか。また、手続の不能でまだ支給されていないという方がおら

れるのか、説明を求めます。

○企画商工課企画情報係長（西村芳幸君）

お答えします。

昨日現在の数字でございますけど、対象世帯数が3,240世帯に対しまして、既に申請が済んでいる世帯数が3,210世帯です。残りの申請未済み世帯が30軒という状況でございます。

この30軒につきましては、調べましたところ、やっぱり高齢者の方、独居老人の方、そういった世帯が多いように思いますので、今後、戸別に訪問するなど、残りの30軒をできる限り申請していただくように頑張っていきたいと考えております。

○3番（平古場公子君）

そしたら、次の子育て支援事業ですけど、3,200世帯余りに3人の子供が対象になるというところはないと思いますけど、2人の子供がいるという世帯はあったかと思いますが、それは何世帯ぐらいか。それで、この対象者に値する子供の数が何名だったか、教えていただきたい。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

手元に資料がちょっとございませぬが、三百二、三十世帯で、児童数も今のところちょっと資料がございませぬので、ちょっとわかりませぬが、5月15日をもって全世界帯に子育て応援特別手当の支給は終了をいたしております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

定額給付金の件についてお尋ねいたしますが、3,240世帯の中であと30軒がまだということでございますが、この配付される中でいろいろ新聞等々見てみますとトラブル等々があつておるところもございませぬ。そういうのがなかったのか。また、2月1日現在で死亡された方の分はどのような処理をされたのか、まずはその辺からお伺いいたします。

○企画商工課企画情報係長（西村芳幸君）

お答えします。

定額給付金の給付等の問題につきましては、今のところは特段、よその市町村では新聞等に報道されるようなこともあつておるかと思いますが、本町の場合は今のところはございませぬ。今後、残りの30軒が実際申請できる状況かどうか、そういったところで問題が出ないようにしていきたいと思っております。

それと、2月1日以降死亡の方については、基本的に基準日が2月1日となっておりますので、独居世帯については、世帯消滅ということで支給ができないように総務省から通知が来ておりますので、そういった世帯以外については、相続人の方にお支払いするようになっているところでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、今の現時点では国への返還という事態は起こっていないわけですね。はい、それならよろしいです。

それと、この一般財源から定額給付金に対して8,000千円、子育て支援に対して7,000千円ですよね、出資がなされておりますが、この出資の内容、多分事務的な経費等々と思うんですが、金額に対して、定額給付金170,000千円ですかね。そして、子育て支援に対しては6,550千円程度の分に対しての、この8,000千円と7,000千円、どのような使い方をなされるのか、お伺いいたします。

○企画商工課企画情報係長（西村芳幸君）

お答えします。

現在のところは国へ返還するということは考えておりませんが、今後、どうしてもやっぱり申請ができない方もおられるかと思っておりますので、そういった場合は返還という手続が必要になります。

それと、定額給付金の場合ですけど、一般財源8千円ということで、これは調整用ということをつけておるところでございます。

定額給付金については、以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

報告第1号 平成20年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第3 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 報告第2号 平成20年度太良町山林特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につ

いてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

報告第2号 平成20年度太良町山林特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第42号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第42号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

これは、乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部ということで出ておりますが、この中に「この条例において「社会保険各法等」とは」ということで、ここに7つの法律が書いてあります。

皆様にちょっと一番身近なところで、6番目の地方公務員等共済組合法という中では、この乳幼児の医療費の助成についてはどういう文言で入っているのか。7つも並べてあっけん、そのうちにどういう法律になっているのか、ちょっと私は勉強不足ですので、よかったら教えていただけませんか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

ここで言う1番から7番までというのは、社会保険の各法律はこういう法律がありますという説明でございます。

乳幼児医療制度というのは、県も含めて独自に助成制度を創設したものでして、乳幼児に係る医療費の自己負担分の軽減を図る制度ということになっております。ですから、この各保険法の中では、乳幼児医療制度という文言等は出てきません。

以上です。

○9番（末次利男君）

これは条例の改正で、今回、高額介護合算制度の開始に伴うものである。次の分も多分そうだろうと思いますけれども、この制度そのものをもう少しわかりやすく説明をしていただきたいということと、それから、新旧対照表を見てもみますと、助成の額としては「500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする」と、この額は一緒ですので、ここらがどのようなことで改正がなされるのか、その改正の中身、そこをわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、主な改正ということで、保険給付の説明について、高額介護合算療養費というのがふえましたので、その文言について保険給付費の種類をふやしたというようなことでございます。

それから、高額介護合算療養費と申しますのは、医療にかかった費用、国民健康保険とか、被用者保険とか、それと介護保険にかかった費用、これは1年間の費用です。これを合算して、年額での限度額を超えた部分は後で、今現在の高額療養費と同じような仕組みで自己負担をされた方に戻ってくると、そういう制度でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第42号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第43号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第43号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

ここで母子家庭等の「等」がついておりますが、これは父子家庭も含まれるのか。含まれないとすれば「等」はどのようなものをあわせて「等」というのか、ちょっと説明をお願いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

母子家庭等の中には、母子家庭、父子家庭、それから、ひとり暮らしの寡婦、その方たちが含まれております。

○8番（久保繁幸君）

附則の中の3番に、その寡婦の件についてここに記してありますが、この寡婦の件についてもう少し改定の分を詳しく教えていただければと思いますが。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

県のほうでは、母子家庭等医療費助成制度の中で、ひとり暮らしの寡婦については対象から除くというようなことになっております。2年間の経過措置を経て、23年の10月からはひとり暮らしの寡婦は対象としないというようになっております。

それで、上司とも相談いたしまして、太良町では、県の経過措置は同じく経過措置で、自己負担額を最終的には現行の500円から2千円として、あとの分については今までどおり助成を続けるというようなことで、こういう改正をお願いしているところでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第43号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第44号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第44号 平成21年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この中で、これは2件とも一緒ですが、前の道越のほうですかね——ちょっと待ってください。道越のほうが先ですね。こっちはほうは落札率が予定価格に対して、私の計算で65.38%で落札されておりますが、次の鉄骨つき——これは一緒にいいんでしょう、次の。違うかな。（発言する者あり）別。

○議長（坂口久信君）

別で。（「別ですか」と呼ぶ者あり）1議案ずつしておりますので。（「はい、そしたら、済みません」と呼ぶ者あり）

○11番（下平力人君）

この契約締結ですね、これについては問題ないんですけれども、この内容として非常に競争の原理というのを十分果たされておるといふふうには感じますけれども、ただ、これを業者がとって納入業者であり、あるいは下請関係等々もございまして、これは、44号については60何%後半だと思いますけれども、そういうことを町長、今後ですよ、こういうふうな金額の大きい分については、ある程度下支えといいましょうか、下限を設定したほうがいいんじゃないかという気がしますので、その辺どうなんでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

今回の入札の件につきましては、また、耐震改修等々もそうでございますけれども、とにかく競争率が今までかつてないような競争率でございます。従来はこうまではなかったんですけど、今、公共事業の発注件数が非常に国、あるいは県、町と、各市町村等もこういうふうには減った中で、大手の業者が物すごく低価格で入札するというふうなことで、県も、市もそうでございますけれども、その歯どめ対策をせにゃいかんというふうには思っております。

町の条例の中でも、太良町の財務規則の中で86条でございますけれども、予定価格の制限率の設定をいたしております。その設定率は予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で設定をしていいですよというふうなことをうたっておりますから、今後ある程度、大手業者が入った場合は、そういうふうなことをる検討しながら、この下請の対策、本来は対策ですからね、そういうふうなことも考慮しながら、次回から検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（下平力人君）

町長の説明で十分わかりましたけれども、ただ、うたい文句としてはですよ、健全経営と

いうたい文句で、そして、その上で競争をさせるというのが今の現状じゃなかろうかと思
いますので、今後は今町長おっしゃるように、ある程度はやはり余裕があるような形で仕事
ができるということになりませんと、これは本当に仕事をやっても何のためにやっているの
かと、場合によっては最終的に人件費も払えないと、そういうことがないようにひとつよろ
しく願いしておきます。

○6番（川下武則君）

それで、入札の残り金額に対しては来年度に繰り越すんじゃなくて、これは残った金額を
全部使い切るということは考えていないのでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

国庫事業は、継続事業中につきましては、入札執行残については来年度の進捗を図るため
にと変更増で、本来なら国に返していいんですけれども、国に返還しないで変更で、例えば、
支援的な工事であれば、ことし100メートルならば120メートルという変更でふやしている
というふうな状況でございます。町の単独事業につきましても、ある程度発注残については、
陳情件数が個々ありますから、来年度予定は前年度で執行するというふうな形をとっており
ます。

ただ、国庫事業につきましては、国、県費もそうですけれども、最終年度の場合はもう返
還と。単独は別として、補助事業についてはそういうふうな格好になります。

以上です。

○6番（川下武則君）

それで、私も地元で近場において新設をずうっとしてもらうのは非常にありがたいことなん
ですけど、消波の分で非常に波が立つというか、戻し波が高いというか、そういう部分に使
ってもらえたら助かるかなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

そういうふうな新設の一字波止の件と思いますけれども、結局、沖波、方向によってで
すけど、三角波が起きることですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）でしょう。そうい
うふうなことを当初計画で入れておればすぐ着工できますけれども、もし執行残で余った場
合、変更認可をとって採択できればそちらのほうに変更で事業量をふやすというふうな形を
とります。これは最終年度となりますけれども。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

参考までに各社の入札金額を教えてくださいと思いますが。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

価格の低い順からとか、そういうのは別に構わなくてよろしいでしょうか。（発言する者

あり)

これは消費税を含まない額でございます。増田建設(株)39,480千円、副島建設(株)46,872千円、(株)肥前建設36,790千円、岡本建設(株)48,880千円、松尾建設(株)佐賀支店32,950千円、(株)岸本組佐賀支店48,800千円、唐津土建工業(株)49,200千円、若築建設(株)佐賀営業所49,300千円、東洋建設(株)佐賀営業所49,000千円、大旺建設(株)九州支店48,400千円、りんかい日産建設(株)九州支店47,500千円となっております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第44号 平成21年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第45号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第45号 平成21年度多良小中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

先ほどは早とちりでどうも済みませんでした。

これは予定価格が66,885千円ということで、この落札された価格で割合を出してみますと約45.52%と思うんですが、これは間違いないでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

予定価格に対する落札率が、私のほうではじいていきますのが45.5%、また、設計額に対しては44.6%となっております。

○5番（牟田則雄君）

ということは、これは予定価格をするときに物価表とかなんとかをもとにして予定価格が出されると思うんですが、これほど半分以下で入札されるということは、この落札をするほうがむしろちゃんとした値段でされておるのか、それとも、予定価格を組むときにでたらめな予定価格を組まれとつとか、ちょっとここまで落ちたら、人件費は大体変わらないと思うんですよ、仕事をする場合に。そしたら、その材料費で予定している半額で手に入るというようなところが、果たしてちゃんとした規格どおりの材料が入っているのか、それとも前に何件か例があったように、こういう低い値段で落札しとつて、後で設計変更して頼むというような、ちょっと鹿島のにきでそういう話もちよろっと耳にしましたもんで、何か、こういう外に見えているものはそういうことはなかなかしにくいと思うんですが、下に石が出てきたから設計変更を頼めばよかやっかいというような、そういう話も業者の中からちよろっと聞いたことがありますもので、ここら辺が、もう少しみんなが、こういう我々も見て、ああ、このくらいなら頑張っておるなというぐらいの単価で落札されているのなら質問の必要もないんですが、半分切つて落札されるということは、今、当世の御時世ですから、とりたいていということで無理してとつておられるとは思いますが、果たしてこれでちゃんとした規格どおりの製品ができ上がるのかどうか、ちょっと予定価格は、そこら辺はどういう感じで組まれたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えいたします。

この耐震補強工事の設計額は68,344,500円ということで、予定価格はこの設計額に対して大体97.9%で設定をいたしております。確かに議員御指摘のとおり、落札価格が大分下がっております。

参考までに先ほど申し上げましたが、この工事についての入札の他の業者の価格を申し上げますと、中島建設(株)が35,600千円、(株)栗山組46,900千円、高木建設(株)36,500千円、増田建設(株)31,750千円、木下建設(株)29,000千円、(株)中野建設鹿島支店が51,400千円、黒木建設(株)が37,600千円、松尾建設(株)佐賀支店が39,800千円となっております。

一番高額といえますか、高い額で51,400千円というのもあります。これは業者間の競争による、こういう落札額になったと思っております。

工事につきましては、コンクリートをはつたりして、予期せぬところの変更もあるかと思っておりますけど、そういう変更がもしあったにしても少額な変更にとどまるものと思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、あけてみてちょっとおかしかったからということで、高額な追加措置とか、そういうことは考えられないということですね。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

今回の工事につきましては耐震改修ということで、今、柱型、支柱割等々で建屋がありますけれども、振動に対してのぶれの補強ですから、筋交いとか窓枠の補強とか、そういうふうなことでございます。割と表に出た仕事ということが1点と、もう1つはどうしても職員自体が専門的な職員がおりませんから、設計事務所に監理まで委託というふうなことをしております。というのは、議員おっしゃるとおりに材料等々もピンからキリまでございます。だから、そこら辺の監理チェックもしていただくというふうなことで、変更としてもそういうふうな大した大枠の金額じゃなくして、少量の変更の増額となれば大した増額じゃないというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第45号 平成21年度多良小中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第46号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第46号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

庁舎改修事業の7,410千円、庁舎内北側の照明灯を省エネ効果の高い照明灯につけかえるということで、前年度に南側を改修されたということを議案の提案理由の説明の中で町長からされたと思うんですが、ちなみに南側はどういう状況、例えば入札か、それとも指定か。そして、どこの業者がされたのか、町内の業者をこれに、例えば入札に入られたのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

庁舎の1階と2階の照明につきましては、照明器具を見てもらえるとわかりますけれども、今ほかの部屋については、していないところについては古い型の40ワットの蛍光灯をつけておりますけれども、省エネタイプで32ワットの蛍光灯で今まで以上より明るいということで省エネランプの設定をしたと。それと、今まで照明器具は故障が来ておまして、スイッチも入ったり入らなかったりという状況がありましたので、この役場をつくったときに施工された業者の方をお願いをして、一部ずつずつと改修をしていたんですけども、どうしても一部改修ではできなくて照明器具の改修を行ったと。それについては、今までの施工をずうっとされておりましたので、今までの業者に随意契約をお願いをしました。

今回の件については、まだ今回予算を出しておりますのでしておりませんが、1階の北側、2階の北側、それと3階の各事務所、2階は会議室等もありますので、そういうところの照明器具も改修をしたいと思っております。

それで、省エネ型にかえると、1階と2階の南側の積算をしたときには、年間の電気料で約90千円程度の節減になるということで、一応計算をしております。あと、今回の南側のほうについても、利用時間が大分少なくなりますが、事務所と余りかわらないぐらいの効果があるんじゃないかならうかなと思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

ちょっと私の質問が悪かったのか、私はかえることに対してどうにかえるのかという質問をしたわけじゃありません。前年この南側をされるときに、町内の業者さんたちに、大体業者登録しとったら20,000千円以下の工事はされるはずですよんね。それで、今回は7,000千円、20,000千円にも満たない金額で、そして前回、我々には案内もなかったというふうな話を町内のあっちこっちの電気関係の業者さんから聞きますものですから、そういうことがないようにすべて公平に、町内のできる業者さんたちは入れて入札をしてやっていただけるようにと思って質問をしましたが、いかがでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

前回やった分については、庁舎の照明器具を全部落として、一括して集中してかえるということ。それと、そのときに一括受電室の工事もおりましたので、その業者をお願いをしまして、同じ日にあわせて全部工事をしてもらったということで、それで同じ業者にしたわけなんですけれども、できるだけ小さな工事等については町内業者でも入れるように努力をしたいと思っております。

○1番（所賀 廣君）

この臨時交付金を今ちょっと開いているわけですが、消防ポンプ自動車更新事業で約

20,000千円近いお金があります。第4部ということで書いてありますが、このポンプ自動車の構造と申しますか、こういった消防ポンプの構造になっているのか、お尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

消防ポンプ自動車ですけど、CD-I型と申して、通常可搬でしている分よりも、車で全部ポンプがついている分で、今町内に3つありますけれども、その1つが耐用年数20年をたちましたので、今回更新ということで、CD-I型の消防自動車ポンプの更新ということになっております。

○1番（所賀 廣君）

この交付金で買うわけですので、太良町のお金としてはあんまり出るお金じゃないというふうに思いますが、消防ポンプ自動車そのものを買うということ自体で、太良町の地域柄を見てみましたときとか、あるいは団員さんがかなり少なくなっている、太良町で働いている消防団員さんが少ない中で、少なくとも何名以上は出動せんとこのポンプ自動車が動かせないとか、そういったことを考えたときに、どうしてもこの自動車ポンプが必要なのかどうか。小さい可搬でもよかどやなかかなというふうな感じがどうしてもするわけですね、高額でもありますし、この辺どういうふうにお考えになりますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の4部は栄町地区でありますけれども、消防団の人数については、25名の方の団員がいらっしゃいます。

今、このポンプを買うということについて多額の金額になりますけれども、議員については、もともと消防団であられた方ですので、そういうことを知っていらっしゃるかと思えますけれども、今、広域消防についても、救急が出動回数については1日1.何回という感じで、もういらっしゃらないときが特に多くて、できるだけそういうのもカバーをしたいと。それと、町内の事情によると山林火災等もいろいろあります、そういうところ。それと、栄町地区については特に密集地でありますので、前回の過去の大火とか、そういう経験もありますので、できるだけ町内を分割して、今のところ、多良地区、糸岐地区、大浦地区ということに消防自動車については配備ということで計画を今回した状況でございます。

○1番（所賀 廣君）

この4部の方ですね、23名ですか、いらっしゃる中で、太良町からよその地域に働いて出られている方、多分10名弱いらっしゃいます。その中に町内で働いておられる方で、この役場の中で働いておられる方が多分3名かなというふうに思いますが、今後、こういったことが発生してきますので、前の一般質問のときに町長が言われた、団員が少なくなったら機能別消防、あるいは女性消防団員、OBの消防団員、こういった方向で考える時期も来るだろ

うというふうなことをお答えいただいたと思うわけですが、今の500名の定員を、例えば、1割削減して450名とかというのは私が消防団在籍のころにも一たん決まって、これが実現しなかったわけですけど、そういった方向も含めて、この自動車ポンプあたりをどうするかという問題も含めながら、今後、この消防団という組織自体を厳しく見詰めながら考えていただきたいというふうに思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

そのように、前の一般質問のときでも所賀議員のほうから質問がありましたけれども、団員の定数の問題とか、今現在、団員定数500名に対して498名の方の団員がいらっしゃいますけれども、それと、消防団の設備の改修計画についても、平成40年度まで一応今のところプランを立てております。それを見ながらどうしてもやっぱり今まで出ておりますように部の再編とか、そういう問題もありますので、そういうのを総合的に勘案しながら、今後、計画的に進めていきたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の番号が9番と10番ですね。9番が有害鳥獣被害防止対策事業、そして、10番がミカン摘果剤購入助成事業、この2項目の算定基準というんですかね、この金額の出し方をまず質問します。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まず、予算書の25ページ、有害鳥獣被害防止対策費補助金ですけども、これについての算定は、電気牧さくが延長400メートルというのが大体販売の1セットということで、これは予算ですので、大体標準価格で組んでおりまして、72,390円掛ける90%ということで、電気牧さくに関しては約6,500千円ぐらい、ワイヤメッシュ、これも延長400メートル、1セットで販売されているということで、5セットの90%の補助率と。箱わなについては、今町が発注している価格で、大体30千円の40台の90%、箱わなについては聞いたところによると価格に上限がかなりあるということで聞いていますけれども、一応町で購入している価格を参考にしているということで1,000千円程度、それと、くくりわなが大体10千円の50台の90%の450千円ということで、総額大体10,745千円ということで、今回補正で計上させていただいております。

続きまして、樹園地のミカンの摘果剤購入費補助金、これにつきましては、樹園地摘果剤の購入費用は10アール当たり、大体摘果剤が3,500円ぐらいという目安で、これはJAさん、果協さん、個人出荷者さん、組合あたりを直接呼び出して、面積と大体その位置、10アール当たりどれぐらい必要になるのかということで、単価と面積を事前にお聞きしまして予算はつくっております。

その結果、それぞれJAさんが170ヘクタール、果協さんが65ヘクタール、個人出荷者が15ヘクタール、その他見込みで大体50ヘクタールということで、300ヘクタール分の3,500円の2分の1の補助ということで、これは1本限りということで、大体2回、3回振るといっておっしゃいましたけれども、町としては1回限りの2分の1補助ということで積算をいたしまして、5,250千円を算出しております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

有害鳥獣の場合は90%ということで、摘果剤のほうが50%補助と。300ヘクタールということでしたけど、JA、果協、個人、個人の場合の連絡方法は、特別にどういうふうな連絡方法でとられるのか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

個人については、一応きょう6月12日に議決していただくものということの想定で話を申し上げますけれども、一応町の広報紙等を利用して通知をするということで考えております。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら50%補助になるということですけど、この数字はもう変えられないと思うんですけど、こういった時代、特にことは表年で摘果に人夫代もかかるということで、やっぱり、鳥獣のほうが90%補助で、これが50ということでもう少し上げられなかったのか、数字を変更はできないと思うんですけど、そこら辺をもうちょっと緊急対策ということで重視していただけないかなという気もしたんですけど、そこら辺どうですかね。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

鳥獣につきましては、従来から国の事業、県の事業等々がございまして、何十町以上が対象だということで補助事業が枠外、つまり、1反面積しきゃ持たんばってんが、イノシシはこういうふうにごっとい被害を遭うと。だから、何とかならないかというふうな皆さんの要望等々もございましたから、今回1反以上については対象にしましょうということで、小面積でもあるし、9割ぐらいの補助をやったらどうかということで、9割に決定しておるわけでございます。

ミカンの摘果剤につきましては、今担当課長が言いましたとおりに、当初、摘果剤は反当3,500円の1本使用するというふうなことをお聞きしとったわけです。ごく最近になりました反当2本要るとばいというふうなことをお聞きして、これは2本要るのか、2回散布をなさるのかということがまだそこんたいはっきりしとらんわけですね。だから、そこら付近の聞き取り、あるいは私どもが向こう、お互いの意思統一ができとらんだったかわからんですけども、今ごく最近になって反当2本要るといふふうなお話を聞いておりますから、300

町の5,200千円等々を計上しておりますから、今からおかけになると思うですけど、その実績を見ながら追加、単独の形になっと思うんですけどね、これが対象にならないなら。そこら辺、前向きに検討したいということを思っております。

どうしても農業につきましては、基幹産業はあくまでミカンですから、今回、昨年も裏作で価格も低迷しとったと。ことしは表作である程度ミカンに手を入れんことによ高価格の所得もあり得ないということで、皆さんたちも危惧されると思いますから、そこら付近を今後、検討課題としていきたいと思います。

以上です。

○10番（山口光章君）

予算書の20ページの老人福祉施設費の中で、工事請負費として解体事業ですか、これも交付金事業の中に入っておりますけれども、老人福祉センター解体工事ですね、14,600千円、いつごろから工事に入られて、そのスケジュールといいますか、その辺をちょっと一応お知らせ願いたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

前回の全協のときにもお話ししましたがけれども、そこには（「アスベストや」と呼ぶ者あり）あれが出て検査しまして、今とめているわけですね。ですから、そういった状態ですので、できるだけ早く解体して更地にしたいというふうなことで考えております。

なぜかと申しますのは、あと今、経済対策臨時交付金が、例えば、事業費166,000千円余りうちに来ているわけですがけれども、そこの変更が事業費の確定した分によっては、また若干、事業費の変更もよろしいよというお話もちょっと聞いてもおりますので、早くできる分については早く事業費を確定して、残ったとなればそこら辺をほかにも充てられるのかなというふうなことで、早目にできる分は議決いただければやりたいというふうなことで考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

この解体のあり方というか、やり方ですか、アスベストの撤去というふうなことで特殊な解体になる可能性もあるんじゃないかと思うわけですよ。そして、やっぱりこちらの地元の業者にすれば、そういった解体の専門的な方がおられないかもしれせんけん、恐らく入札と思いますけれども、この部分はこういった方法をとられていくのかお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

前段の議員御質問から今の御質問について、あわせて説明申し上げます。

解体時期につきましては、秋祭りがございます。その前段でさばけてしまうか、あるいはどうも秋祭りに食い込むようであれば秋祭りが終わってからと思っております。

解体の内容につきましては、アスベスト等がございますから、これはやっぱり専門業者が入らにゃいかんということで、場合によっては地元業者がおとりになるより専門業者の下請になるか、あるいは地元業者と、そういうふうな業者とベンチャーを組んで参加していただくというふうな考えを持っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

秋祭りが済んでからというようなことで、長い目で見ながら解体をされるかもしれませんが、この解体した後の跡地の問題で、やはり全協のときいろいろな意見が出よりましたけれども、これはあくまでも町有財産であってですよ、公平、平等に皆さんにお知らせして、やはりいろんな売却にしろしないといけないと思いますけれども、何か検討するとかなんとかというふうなことば言んされんやったですかね。油津公民館のどうのこうのて言いしゃったとき、町長が。だから、極端にそういうふうな、何というか、飛躍しないでですよ、とにかく跡地は、これはあくまでも町民の財産ですから、一応はいろんなあれに、諮りかけながらやっていきたいと思っておりますけれども、どのような考え方ですか。

○町長（岩島正昭君）

本来のベストの姿であればあれを解体しまして、跡地は太良嶽神社のほうで駐車場として買っていたら一番ベストだと思いますけれども、そうでない場合は跡地を整地しまして、皆さんたちのそういうふうな要望等々を気長に聞きながら、公平な処分の方法をとっていきたいと思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

先ほどちょっと有害鳥獣被害防止のときに聞きそびれて、また逆戻りした格好になりますが、この防止対策の中でですよ、鳥獣捕獲の免許を生産組合とか、中山間を通じてるだけ取ってくださいという要望が来ました。これはもう全戸に来たと思うんですよ。

それで、最初はある程度金が要らんとあって、かなりの人が希望してされたんですが、後で箱わなとかなんとかを相当自前で購入せにゃいかんとか、それからその免許を取る費用もそれなりにかかるということで、我が蕪田地区でも半分以上の方が断念されたということがあります。

それで、イノシシは特に牧さくあたりで追いやっても、数が減らんことには被害はどうせ免れんことになるもので、その数を減らすためにはなるべくそういう免許を多くの方に取っていただいて数多くのイノシシを捕獲してもらわないと、これは対策にならないと思いますので、また、その免許あたりはこういう補助金があるのなら、ことしの免許の申し込みはもうそれで終わっているかどうか確認はしておりますが、多分終わったと思います。

それで、こういうせつかくのあれがあるのなら、またもう一回この免許をされるところに

お願いか何かして、1人でも多くの方が免許を取っていただいて、この捕獲の事業に参加していただくような考えはどうでしょうか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

私も言いわけではありませんけど、ちょっと勉強中ございまして、ここに資料として、狩猟に係る免許取得に伴う経費として、大体わな猟というところが、狩猟でというか、そういうふうな形で大体8,200円程度かかるのかなと。それが毎年更新ということで、毎年8,200円ずつ、それと狩猟登録料が1,900円、猟友会の会費が10千円というふうな形で、いろいろ確かに議員言われるような形で免許を取るのにもお金がかかると。今回、こういうふうな形で高額補助というのは、従来、この防止さく等との、例えば、電気牧さく、ワイヤメッシュ等の事業によっていろいろ補助率が変わってきております。鳥獣害防止総合対策事業ということで、国の事業にのっておけば防護さく自体の設置は55に対して受益者が45ということで今まで事業に取り組んでおられた形になっております。

また、佐賀県のイノシシ被害防止対策事業になりますと、電気牧さくに関しては県が3分の1、それと広域協議会、これは町で協議会をつくって、もう御存じだと思いますけど、その場合、町の協議会が3分の1、あと受益者が3分の1というふうな形で負担割合が決められております。そういうふうな形で、特に牧さくに関しては、別に要件とかはなかったんですけども、とにかく受益者負担がかなりあったということで、協議会であと一回、私が来る前に、恐らく各地区にわなの要望調査を行ったときに、狩猟免許取得に対して希望者が30名、狩猟免許取得の補助についても補助決定者ということで29名ぐらい、若干、その補助率についてまだ勉強不足ですけれども、ただ、例えば箱わな、希望台数が89台に対して町の協議会で対応できるのが今年度は52台というふうな状況でございましたので、また、県も4月、5月一斉捕獲の期間を設けまして集中的にやったということで、町もこういうふうな交付金を活用して、とにかくイノシシ被害、被害から守ろうと。さくから追いやろうと。追いやったイノシシはできるだけ捕獲しようということで、今回、こういうふうな形でやっております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、なるだけ免許のほうも多くの方が取られるように、何か考えをしていただきたいと思います。

それと、塵芥処理費の循環型社会推進及び環境保全事業委託料の5,775千円、この下の説明の中では、非常にこれは特殊な仕事、例えば一般廃棄物のうち、生ごみの堆肥化や陶磁器類等をリサイクルブロックとしてということを書いてありますが、これは非常に特別に研究してやって商品化とか、そういうところまでなっているのか。そして、町内にそういう業者が、これを想定された業者がおられるのか、それとも町外の業者を想定されて予算を組んで

おられるのか、ちょっとお聞きします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

業者につきましては、町内の業者を想定しております。それと、議員言われるように、生ごみの堆肥化、それとブロックづくりと申しますが、ブロックも雑物で出ております陶器類、それと瓶類で出ております色別を、うちのほうでは色分けしております。その色分けをした瓶をブロックの中に織り込ませてですよ、大きさにすれば赤れんがぐらいの大きさにブロックを作成するというような業務を考えております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

済みません、今、お二人の議員がイノシシ対策ということで質問されたわけですけど、1つ大きな勘違いというのが、私も猟友会なんですけれども、猟友会の会員というのは趣味でやっている人もおられるんですよ、猟を趣味で。もちろん、こういう被害対策に協力している猟友会の人もおられます。ですから、猟友の免許、狩猟の免許を取るとした場合は、必ずしもじゃなくて、やはり補助とかいろいろ手助けをしたい町の思いだったら、私の考えとしてはやっぱり生産組合長か何かの保証人というか、推薦状かもらってしていただかないと、私たちも今、先ほど広域協議会ですね、藤津、鹿島、そこに言ってもやはり向こうの人たちはプロなんですよ、猟期ですね。そうした場合は、あそこにイノシシが出たから、小さかったから、おいしくないから、食べないからとらなかつた、こういう話も現に協議会ですぐらいの趣味の人もあるということを1つ。

それから、もしそういう補助をしていただくんだったら、やはり生産組合長は何か、農家の保護のための狩猟免許のための助成をしていただきたいと思います。

それともう1つは、一般質問のときに町長等に聞いたんです、加工施設問題、それはその時々考えるということで、前向きに検討するという答えをいただいているんですけど、1つは、きのうの場合もイノシシが1匹報告はあったと思いますけど、捕獲されたんですよ。ということは、今こっこのこあじ対策ということで、お年寄りさんを巻き込んでイモの産地づくり、今ありました、多良地区はウリとか地域分けして、幾らか植えつけ等も進んでいるわけですけど、やはり一番心配しているのが、またこれもイノシシなんです。そういうことできのうも1匹とってもらったんですけど、やはり加工施設を別にしても、今度は処理ですね、今のイノシシというのははっきり言って食べられない、加工もできないシーズンなんです。それから、どこに処理するのかとなったら、結局、今よそのとをもらって、穴掘って埋めてくださいという猟友会の人はいないから、その辺に捨てたのじゃないかと私はそう考えるわけですけど、やはりその処理の方法ですね、1カ所に集めて処理するのか、加工の処理じゃなくて、そういう考えとかをちょっと耳に挟んだもんですから、広

域協議会を巻き込んでという話のようですので、町長が途中経過でもわかっていたら報告をお願いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

答弁いたします。

まず狩猟免許、あるいはその講習等々の費用につきましては、うちの集落では中山間から支出をしております。中山間の若手を講習にやって、猟友会の加入金についても中山間から支出をしているというふうな状況でございます。中山間がない集落につきましては、るる検討せにゃいかんですけれども、そういう方法もあるということを一応申し上げたいと思います。

それと、イノシシの焼却につきましては、先月でしたか、はっきり言いまして、嬉野の谷口市長から打診がございました。嬉野、鹿島、太良で、2市1町でイノシシの焼却場をつくらうかというふうな打診がございまして、それはもう今から先はてんぼく云々じゃなくして、もうイノシシがふえんような対策ということで、わなか箱わなで焼却せにゃいかん時代ですから、それはぜひとも検討しましょうという答弁をいたしております。

あと鹿島市長さんとそろった時点で今後煮詰めていきたいと。場所等についてはどこにすつというとはまだ決まっております。ただ、3市町で話し合ひましょうというふうなことまで言っております。

以上です。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

先ほどの牟田議員の経費、これについて、若干、説明不足がっておりますので、ちょっと改めて説明しますけれども、免許取得に伴う経費として、初年度がいろいろな経費として44,450円かかる。そのうち、町の補助がテキスト代とか、事前講習会、受講料を含めて11千円補助をして、初年度は33,450円ほど個人負担がかかるということになっております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。（「済みません、議長」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○副町長（永淵孝幸君）

済みません。先ほど山口光章議員の御質問の中で、私が思い出し切らんで「アスベスト」が出てきませんでした。

どうも済みませんでした。（「進行、進行」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○8番（久保繁幸君）

予算書の30ページの観光費の委託料についてお尋ねいたします。

ふるさと雇用再生基金の中で、たら観光誘客PR推進事業の中で委託として計画を立てていただいておりますが、旅館組合と連絡をとりながら温泉、カニ等の案内の誘客を行う人員を雇用したいという考えでございますが、まずお尋ねしますが、この3人をどのように動かされるのか、また、どのような仕事をさせられるのか、素案があれば教えていただきたいと思いますが。

○企画商工課商工観光係長（田中久秋君）

お答えします。

一応、たら観光誘客PR推進事業につきましては、総事業費6,202千円を計画しております。そのうち、人件費が4,800千円、事業費として760千円を考えております。

一応委託事業ですので、委託を受けられた方で実際の活動はされるかと思っておりますけれども、こういった事業の目的に沿った形で、その3名の方が九州管内等PRに行かれるとか、いろんなイベントあたりを企画立案されて実施されるようお願いしたいと思っております。

○8番（久保繁幸君）

先ほど九州管内等へのPR等々行っていただき、また、イベント等の計画立案ということをお話しいただいたんですが、その時期に営業活動をやっぱりPR活動はしていかなければいけない問題が出てまいります。そこで、PRして回るときに車が必要ですよね。電車で行かれるのか、車で行かれるのか、その辺の営業費用をどのように今後見なければいけないのか、見ていただくのか、その辺のことをちょっとお尋ねしたいんです。人件費は国が100%持ちですよ。それと、その辺の執行かれこれになった場合、これを旅館組合等々、観光協会等々で持たにゃいかんのか、その辺の財源も私どもも少のうございますので、その辺をお伺いしたいと思いますが。

○企画商工課商工観光係長（田中久秋君）

お答えします。

先ほど御説明しました内訳の中で、事業費で一応760千円を委託費の中に織り込みたいと考えておりますので、その事業費で対応をお願いしたいと思っております。

○8番（久保繁幸君）

それでは、年間に760千円の事業費しか使えないということなんですね。あとは足が出た場合は観光協会、旅館組合等々で持たにゃいかんということでしょうかね。それでいいです。

そういうふうな考え方ですと、3人ですので、私の考えでは1人がインフォメーション

センター、今度、別館のほうに設置していただきまして、その辺に1人等々を置いていけばいいと思うんですが、今から考えにやいかんことでしょうか、デスクをどこに持っていくのか、そういうふうな問題も出てまいりますし、せつかくの人員、3人も雇用していただいて、それだけの事業費、760千円ですか、月に換算しますと50千円ちょっとでしょうかね、それだけの事業費等々で、大々的な九州管内、また、そういうところのPR等々が自由にできるのか、その辺も今後考慮していただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○企画商工課商工観光係長（田中久秋君）

21年度については、一応事業開始を8月1日からというふうに考えております。初年度は、もう年度途中からということで760千円ぐらいの事業費ということにしておりますけれども、委託先が決定した段階で、詳細については検討、打ち合わせを行いたいと考えております。

○9番（末次利男君）

26ページ、特産地づくり推進費について質問をさせていただきます。

先ほど、見陣議員のほうから、この5,250千円の積算根拠を尋ねられたときに、いわゆる1本の300ヘクタール分という話をいたしましたけれども、実際その件についてはですよ、私はもちろんフィガロン、あれは10cc入りの1,000倍ですから、1本100リットルなんですよ。10アールに200リットル散布が普通ですよ。ということは2本なんですよ。それで、その積算根拠から考えていけば、この事業費の25%の補助率なんですよ。その辺の見解の相違があると思いますけれども、その辺の積算はどのような積算でなされたのか、まず質問します。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

当初、先ほど町長が答弁しましたけれども、関係のところにも、農協とか、果協あたりに聞いて、大体果協のほうからのお話を主に聞いたわけですが、そのときは1本というふうなお話を聞いたわけですよ。ですから、それでやってきて、途中から何か2本かけんととかという話が出てきたのは事実です。

それで、先ほど町長が申しあげましたように、そうなってきた場合、あとについては、じゃあ検討したいというふうなことで先ほど答弁されたと思いますけれども、当初1本でいいよというふうな話だったもんですから、それで予算を立てたというようなことで御理解いただきたいと思います。

○9番（末次利男君）

今回、いわゆる景気対策、緊急対策、こういったもので、こういった項目に上げていただいているというのは非常に助かっておるわけですよ。確かにぜいたくな質問だと思っております。そういった認識のもとに質問をさせていただいておるわけですが、要するに

国も、これは何とか今の景気状態を脱せんばいかんということで、国家予算に匹敵する予算を組んでおるわけですね。したがって、やっぱり町も本当に産業の振興がもう壊滅的になるというふうなことがことしは予想される、特にミカン産業というのは、恐らく植えつけも50年来の危機だろうと思うんですよね。というのは、その3点セットというのがそろうとるわけですよ。1つはやっぱり空前の表年だということと、それから大消費地が非常に経済が疲弊していると、そういったもので消費が伸びないだろうと。それと、中山間地特別交付金事業あたりが、2事業区間がことしは最終年度なんです。そういったものでことしが正念場だろうと思うんです。そういった中で、よそも8割もやっぱり補助しているところもあるしですよ、これはことしが、例えば、販売促進活動はそれは当然やらんばいかんですけども、それをするためにはそれなりの品質を生産することからまず始まるわけですから、そこは今回町の独断でもですよ、この危機を脱するためにプラスアルファというお話もしていただいておりますので、できる限りのやっぱりプラスアルファというのを望んでおるわけですけども、再度その辺の、太良の一つのミカンとカニの里ということが本当に今後存亡の危機なんです。ここはぜひ考えていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

○町長（岩島正昭君）

冒頭申しましたとおりに、2本が1本という、1本が2本というようなことで認識の違いが惹起しておるわけでございますけれども、1本で今のままいきますと、私が当初皆さんたちに報告しました50%を切ると、半分ですから25%になるということで、だから50%の分の……は確保したいと思っております。

それと、これはブランドづくりで、ことしもマルチ栽培等々は3月の時点で皆さんたちにお願ひしましたとおりにマルチプラスのことしは摘果剤というふうなことで、今対策を立てたいと思っておりますので、そこら付近は50%確保ということでお約束したいと思っております。

以上です。（「最後」呼ぶ者あり）

○10番（山口光章君）

35ページの後継者育成費、その中で後継者育成給付金と78千円上がっておりますけれども、これは事実上、何名分なのか、そして、今の後継者の状況をちょっと初めにお知らせ願ひたいと思っております。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

35ページの後継者育成給付金でございますけど、1名さんでございます。今年度2名さん唐津高等水産講習所のほうに入所されました。それで、当初予算のときに1名不足しますから補正で願ひしますとのこと願ひ申し上げておりました。

それで、状況でございますけれども、平成17年からは0人ございまして、平成21年度

2名さん、唐津高等水産講習所のほうに入所されております。

○10番（山口光章君）

今お聞きした限りでは、これはちょっと学校に行くための給付金ですね。私がお尋ねしたのは、実際1次産業における後継者問題ですか、要するに年々減る一方、農林水産業にしろやはり非常に少ないと。そして、この方々がですよ、例えば、後継者育成給付金を出して、本当に漁業をされるのかどうかというふうなこととか、そしてまた、もっと枠を大きくしてもっと広げて、そしてある程度PRをして後継者づくりを予算も上げてなされんかなと思うところでありましてけれども、そこら辺はどうでしょうかね。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

集落のほうにも募集というふうなことで回覧をお願いしておりまして、各1次産業の農協さん、漁協さんのほうにもお願いはしております。

それで、今議員言われるように、後継者が非常に少なくなっております。このほかにではございますけれども、高校とか大学のほうの育英審査委員会におきまして、ことしは少し多く募集がっております。ただ、今言われますように、PRというふうなことでございますので、やはり農協さんとか漁協さんのほう、第1次産業のほうにお願いしていきたいと思っております。

○10番（山口光章君）

それで要するに、例えば、後継者が不足するというふうなことで非常に苦境といたしますか、本当にどうしたらいいのかなと思うわけですよ。それでもって、何か太良に残れるような、後継者として残れるような施策といたしますか、その方々に対しての特典、要するにこの給付金をやる以上は、太良で後継者として頑張ってもらいたい。しかし、そこにはこういった特典があるというふうなことまでもやっぱり考えて、ただ高校、大学に行くから学費の給付金をどうのこうのと、そうじゃなしに、もうちょっと建設的に考えてもらったらどうでしょうかね、どうお考えですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

今の状況でいきますと、第1次産業が非常に後継者不足ということでございます。うちのほうの集落も後継者が減っております。なぜ減ったかというふうなことで、私もですけれども、どうしても規模拡大ができないというふうなことで、朝早ようから夜遅くというふうなことで、状況でございます。

ただ、その中でどうしても収入、所得が上がらないということがまず第一かと思っております。それで、そこら辺私のほうでちょっと教育的、そんないいPRがちょっと今のところ持ち合わせておりませんが、ちょっと協議していきたいと思っております。

○11番（下平力人君）

33ページの非常備消防費の中の需用費、これは交付金を使った、町内の各家庭にそれぞれ1個ずつということになっております。これは説明では23年5月までに設置義務化されるということで、今回、前倒しという形で交付金を使った設置をされるということで、非常にいいことじゃなかろうかと思えますし、これをやるに当たっての期間はどのくらいかかるのか、それとまた、県内でもこういうことをやっている行政があるのかどうか、お願いをいたします。

それともう1つは、38ページの賃金の2,720千円、地域文化財等保存整備員賃金ということで上がっておりますけれども、この対象というのはどういうものが対象になっているのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

33ページの需用費の火災警報器設置の交付金事業でございますけれども、これについては、先ほど議員が言われたように、義務化になりますので、今回普及を図るということで、せんだって、昨年の広域でアンケートをされておりますけれども、昨年の12月の段階で約20%の世帯しかまだ設置がされていないと。太良のほうでも調査をしたところ、これは抽出調査ですけれども、太良では13%ぐらいしか設置がしていないということで設置がおくれているということで、今回、緊急雇用の経済対策でできないだろうかということでお願いをしてするわけなんですけれども、県内の状況でいいますと、新聞にも若干載っておりますけど、大町町がやるということで情報は来ております。

大町町のを参考にすると、大体やっぱり設置期間については、2カ月間ぐらいかかって町内の設置をするというふうになっております。私たちもそういうのを参考にしながら期間を設定して、今回議会が通った段階で、期間とか配布の方法とか、そういうのを検討しながら、できるだけ早い時期に町内の全世帯に配布ができるようにしたいとは思っております。

以上です。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

文化財整備の賃金の件でございますけれども、議員御承知のとおり、矢答のほうから江岡矢答線、それから片峰線の裏のほうですね、それから端古賀を通りまして町道夏坂線、それに内平線を通りまして風配に行く多良街道がございます。これで議員、現場を御承知と思えますけど、相当旧街道が荒れておりますので、こちらのほうを整備させていただき、看板等も設置して、一応そういったことで計画をまず持っております。

それで、人員は2名というふうなことで緊急雇用対策のほうで対応させていただきます。そういったことで予算計上しております。

○11番（下平力人君）

そのほかにですね、太良町にも数多くの古墳等もございますし、それから、その出入り口といえますか、そういうのも非常に荒れておると。どこがどこなのかわからんと、古墳がね、現場がどこかわからんというようなところもございますので、せっかくの機会ですから、できればそういうことも整備をしていただければなというふうに思っておるんですけど、いかがでしょうか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、非常に案内板不足というふうなことでございます。数年前に企画のほうのサイン計画におきまして、町の文化財指定におきましては標柱等を設置させていただいております。そのほかにつきましてどうしても経費がつかなかったもので、今回の緊急雇用対策におきまして、まず、多良街道の整備をさせていただいて、次は各地域に六体地蔵がございます。人々の安全を願うといえますかね、そういった六体地蔵も相当あるようがございます。そして、看板も不足しておりますので、そういったことで進めさせていただきたいと思っております。

○11番（下平力人君）

それは確かに看板等が立っております、わかることはわかるわけですね。そして、今、砂利道だとか、いわゆるそのまま放棄したようなところ、これも一つの観光スポットとしても、そういう興味がある人なんかは入ってくるんじゃないだろうかというふうに思いますので、そういうのも今後の計画の中にですよ、放任しておるとどうしても荒れてしまうわけですね。ですから、やっぱりだれかが責任を持ちながら管理をしていくというようなことも、これからは金をかけるということも大事でしょうけれども、ボランティア的な考え方、これは本当に地域の方たちには迷惑ではございますけれども、地域の方たちにも呼びかけをしながら整備をしていくというふうなことは今後考えていただきたいなというふうに思います。

○6番（川下武則君）

予算書の36ページの学校施設安全対策事業費なんですけど、防御ネットというか、防球ネットなんですけど、これは中学校のほうからの要望でしょうか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

大浦中学校の運動場から町道のほうにボールがたびたび出るというふうなことで、数年前から要望があってございましたので、中期計画のほうに計画させていただいておりました。それで、今回、この緊急雇用対策交付金があったもので、こちらのほうでお願いしているところでございます。

○6番（川下武則君）

実は前の校長の北村先生ともよく、野崎から踏切のあたりまでが道幅が狭いので何とか、特に大浦中学校の防御ネット、今回設置するというところの裏側が狭いので、そっちのほうを何とか早く予算はつけられないだろうかということをしていろいろあれしたんですけど、今回、校長先生がかわったということで、その要望がなかったかと思うんですけど、それはいかがですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

町道のほうは、私のほうはちょっと管理はしておりませんので、済みません。

○6番（川下武則君）

済みません。予算書にもこれにも書いてありますけど、安心・安全という部分で非常に、今、中体連でも一緒なんですけど、校門の前にお母さん、お父さんたちが迎えに来て接触事故等が結構発生しているんです。課長はあんまり向こうに歩いて行ったことないかと思うんですけど、非常に道幅が狭くて危険きわまりないと。それで、北村先生も実は水谷のあたりまで子供たちを迎えに行ったりとか、送りに行ったりとかして非常に道幅が狭くて、子供たちも水谷のほうなんか、上のかさ上げしてあるところを歩いて通学をしている状況なんです。それで、前も町長にもお願いしたし、建設課長にもお願いしたんですけど、できれば中学校の防御ネットを今回設置する上のほうの道路の拡張は何かそこら辺で対策ができないものかということで、ずうっと私が議員になってから、毎年毎年陳情を一緒にしているんですけど、そこら辺で学校教育課のほうにも陳情がなかったかなと思ひまして、質問をさせてもらいました。

○町長（岩島正昭君）

その件につきましては、議員からお聞きをして、あそこは野崎の区長さんの管轄ということで野崎の区長さん等も連絡をして、なかなかその上の用地の件がですね、用地がいい御返事をいただかないというふうなことで、今係長のほうから報告を受けております。用地ができれば金も大した金じゃないですから、山どめをカットしまして吹きつけという形をとるよう指示はしていますけれども、若干、区長さん等々も、再度用地のお願いをしておりますから、しばらくの時間はかかると思ひますから、御了解願いたいと思ひます。

○10番（山口光章君）

最後、36ページの学校管理費の中の報償費、学校体育外部指導者謝金が762千円上がっておりますけれども、今現在、最近といいますか、大浦中学校に何名、各クラブと、多良中学校に何名と。そしてまた、この方々の延べ指導時間ですか、どれぐらい働かれておるのか——働かれということはないですけども、指導をされているのか、ちょっとそれを初めにお答え願ひます。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

当初、新年度予算のお願いのときに、大浦中学校2名、多良中学校2名というふうなことで予算をお願いしておりました。それで、今回、県の100%の事業で、県のほうから計画書を出してくださいというふうなことでありましたので、要望をしております。全部の金額、6名ですかね、お願いをしております。一応内定をおもらいしております。

それで、多良中学校のほうで4名で柔道、軟式野球、ソフトテニス、サッカーでございます。大浦中のほうで3名さんの軟式野球、ソフトボール、剣道でございます。現在は多良中学校のほうで2名、柔道と軟式野球、大浦中学校のほうで軟式野球とソフト、それで、これを全部県の事業で対応したいと思っております。

それで、勤務時間のほうでございますけれども、1日2時間程度というふうなことでお願いしております。月に2回でございますけれども、そのほかにボランティア的に出てもらっておるようでございます。週に1回とか週に2回、これは各担当の方の都合によって出てもらっております。

○10番（山口光章君）

そういうふうなシステムだったら安心しました。というのは、もう以前のことですけれども、こういうふうな指導者謝金をもらいながら全くそのクラブに出席しなかった方がおるんですよ、現実。必ずそれをもらってね、試合にも来んし、大会にも行かんし、教育長たちさえいろんな大会には来てくいやんさったばってんですよ。もう指導者がそういう傾向じゃないと。もう今回からはそういうふうなことはないだろうということで安心しました。それだけです。よかです。（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第46号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第47号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第47号 平成21年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議

題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第47号 平成21年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第48号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第48号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第48号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第49号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第49号 平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第49号 平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第50号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第50号 平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第50号 平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第51号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第51号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを

議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第51号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第14. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして、平成21年第3回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時35分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 光 章

署名議員 下 平 力 人

署名議員 木 下 繁 義